

専門家（鳥取県原子力安全顧問会議）の意見について

平成 30 年 8 月 2 日

7月24日（火）に開催された鳥取県原子力安全対策合同会議において、鳥取県原子力安全顧問会議から報告された意見は以下のとおりである。

- 本顧問会議としては、今回、鳥取県から付託を受け、3号機新規制基準に係る適合性審査申請の内容について、専門的な観点から審議した。
- 申請書は、高度かつ多岐にわたる専門的な内容で、6,500 ページを超える膨大な量であることから、顧問会議を2回開催して中国電力から説明を受け、それに対して各顧問が自身の専門分野等について質疑を行うとともに、県、米子市及び境港市の共同検証チームで確認した内容も確認し、申請内容を慎重に確認した。
- 6月23日の第1回目の顧問会議では、3号機適合性審査申請の概要と、耐震・耐津波機能や自然現象に対する考慮、電源の信頼性など設計において事故が起こりにくくする対策が強化されていることを確認した。
- 7月13日の第2回目の顧問会議では、福島事故のような事故を繰り返さないとの観点から、福島事故と同様なシビアアクシデントへの対策（炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策、放射性物質の拡散抑制対策等）がなされていることを確認した。
- 以上の2回の顧問会議において、3号機は2号機の良好な運転実績をもとに改善して、設計段階から新たな安全対策を取り入れていること、例えばフィルタベント対策が検討されていること、そして福島事故のようなシビアアクシデントの進展を食い止めるような対策がとられていること、実績ある新技術を採用するなど、より安全性が高められていることなど、申請の内容に特段大きな問題がないことを確認した。
- 3号機の適合性審査申請は、安全を第一義に行われるべきものであることから、福島事故の教訓を踏まえて策定された新規制基準に適合していることによる「安全性」の確認がまずもって求められるものである。
- このため、顧問会議としては、3号機の設計思想や重大事故等に対応する安全対策の考え方等について、まず、原子力規制委員会において、各種データ、数値等の根拠（エビデンス）に基づき事業者である中国電力としっかり議論がなされ、厳正かつ慎重な審査を行っていただくことが適切であると考えている。
- 同委員会の審査内容や結果を踏まえ、顧問会議として、改めて検討を行い、判断していきたい。